平成２５年（フ）第４０７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9792番地１
債務者　石川　留美
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４１号
埼玉県蕨市塚越７丁目８番16号
債務者　平田　由美
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
岡山県倉敷市粒江2294番地３
債務者　吉田　　**隆**
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
岡山県倉敷市粒江2294番地３
債務者　樋口　朝子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
埼玉県上尾市大字原市245番地27
債務者　栗田　純子
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
さいたま市北区宮原町２丁目125番地10
シャントーレクレモナ202
債務者　本井　千晶（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
さいたま市見沼区大字御蔵1324番地５
債務者　前島　令三
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
埼玉県戸田市美女木１丁目19番地の３　レオパレス美女309号室
債務者　秋山　裕一
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
埼玉県朝霞市本町２丁目９番５号
債務者　金子　　翔
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９６号
埼玉県川口市桜町４丁目２番14号　第二桜マンション206号
債務者　眞中　勝之
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
埼玉県川口市幸町３丁目６番29号　第２島村マンション307
債務者　三村　　勝
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
埼玉県久喜市南栗橋11丁目17番地32
債務者　染谷　利枝
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区字土器田95番地２
債務者　千田サキ子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３２１号
埼玉県鴻巣市宮前589番地16
債務者　冨澤　秀文
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
さいたま市浦和区針ヶ谷３丁目３番５号　プランドール与野203号室、旧住所東京都北区神谷２丁目38番６号　テラル赤羽寮204号
債務者　大内慎太郎
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
さいたま市緑区大字大門1594番地１　プラスウィル102
債務者　根本　育美
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
さいたま市緑区東浦和７丁目４番地18　スズキビル201号
債務者　小山　　瞳
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
さいたま市北区奈良町134番地１　奈良住宅２―111
債務者　小松たか子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係